



八千代市監査公表第9号

令和元年8月16日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

平成30年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成31年2月1日付け八監第404号により提出した平成30年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、八千代市教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
生涯学習振興課 (平成 29 年度及び 30 年度監査時は教 育委員会指導課に て所掌)	要望事項	<p>1 補助金交付事務について</p> <p>【所見】</p> <p>八千代市 P T A 連絡協議会への補助金について、補助対象団体の決算書を確認したところ、多額の繰越額が計上されていた。このため、補助金額の妥当性及び概算払いの必要性について検証されたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き補助金額の妥当性及び概算払いの必要性について検証されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>補助金交付事務につきましては、繰越金が計上されている間は、補助金を交付しないこととし、今後交付する際には、補助金額の妥当性及び概算払いの必要性を社会教育委員会議等にて協議をおこなったうえで決定していきたいと考えております。また、繰越金の取り扱いにつきましては、周年行事等の必要経費として計画的に執行し、会の活性化を引き続き図る旨を八千代市 P T A 連絡協議会から回答を得ております。</p>